

豚流行性下痢について

平成26年7月
農林水産省

○ 豚流行性下痢とは

特徴

- ・ 糞便を介して豚及びいのししが感染するウイルス病で、他の疾病に起因するものと差のない、水様性下痢を主徴とする。
- ・ 体力のない10日齢以下のほ乳豚では高率に死亡する可能性があるが、成長した豚は、発症しても回復し、また、発症しない場合も多い。
- ・ 本病はヒトには感染せず、仮に豚流行性下痢に感染した豚の肉を食べたとしても感染しない。

予防法

- ・ 飼養衛生管理の徹底による侵入及びまん延防止。

ワクチン接種

- ・ 2回接種した妊娠豚の乳をほ乳豚に飲ませると、ほ乳豚のPEDの発症を防いだり、症状を軽くすることが可能だが、感染そのものを防ぐことはできない。

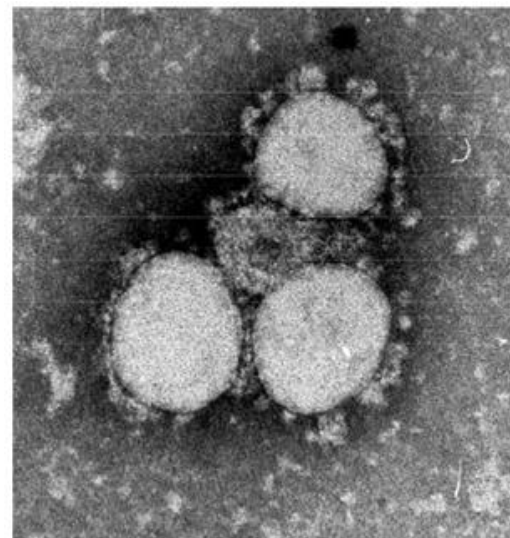
法的な位置付け

- ・ 成長した豚は発症しても回復し、出荷可能となること、ワクチンが存在すること等から、家畜伝染病予防法上、殺処分等の強制的な防疫措置を行わない、獣医師に届出義務が生じる疾病として位置付けられている。

なお、国際的にはOIE（国際獣疫事務局）への通報義務がある疾病ではない。



【黄色水様性下痢便】
（出典：日本獣医師会）



【ウイルスの電子顕微鏡写真】
（出典：動物衛生研究所）

豚流行性下痢 (PED) の発生状況 (累計)

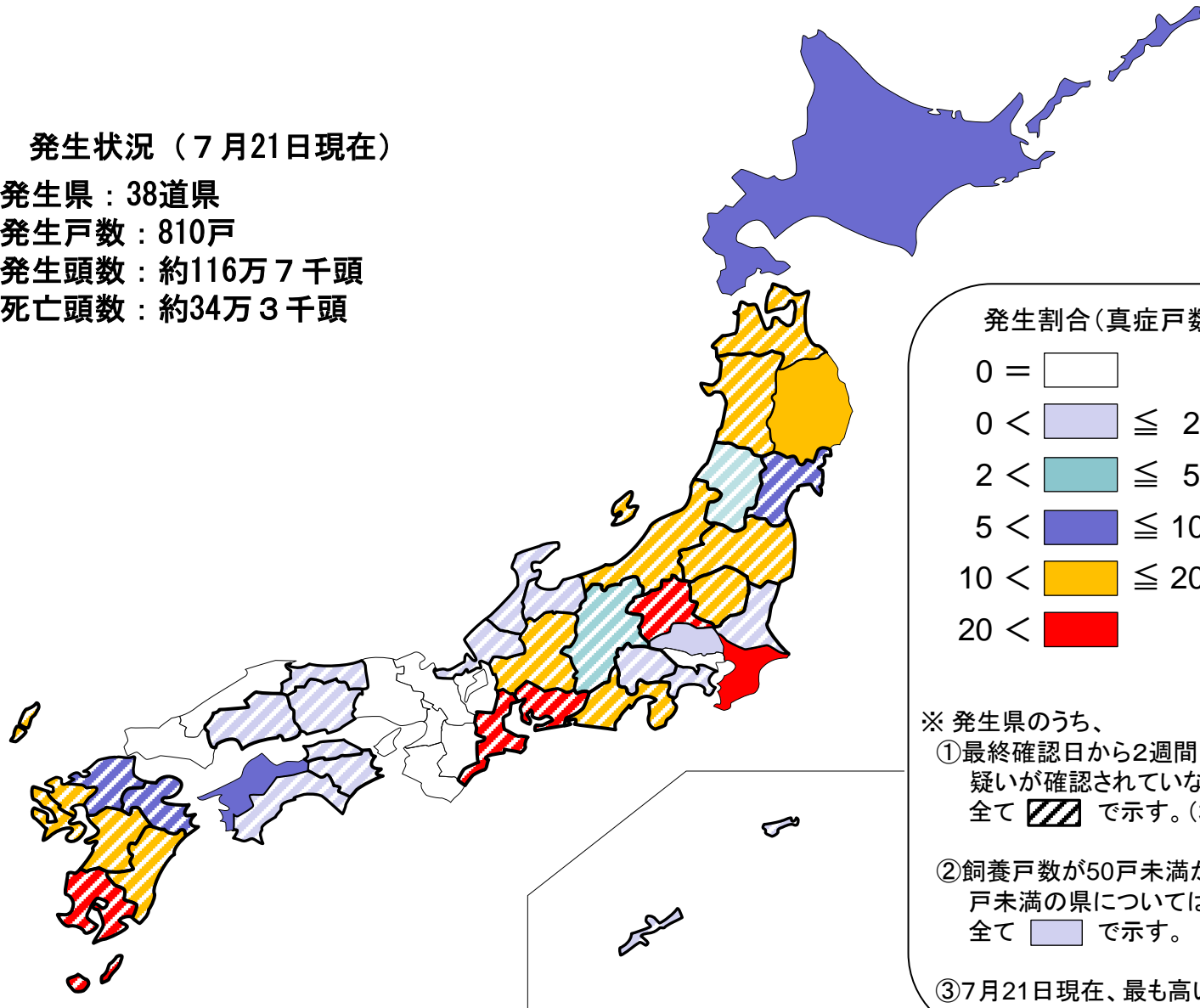
○ 発生状況 (7月21日現在)

発生県 : 38道県

発生戸数 : 810戸

発生頭数 : 約116万7千頭

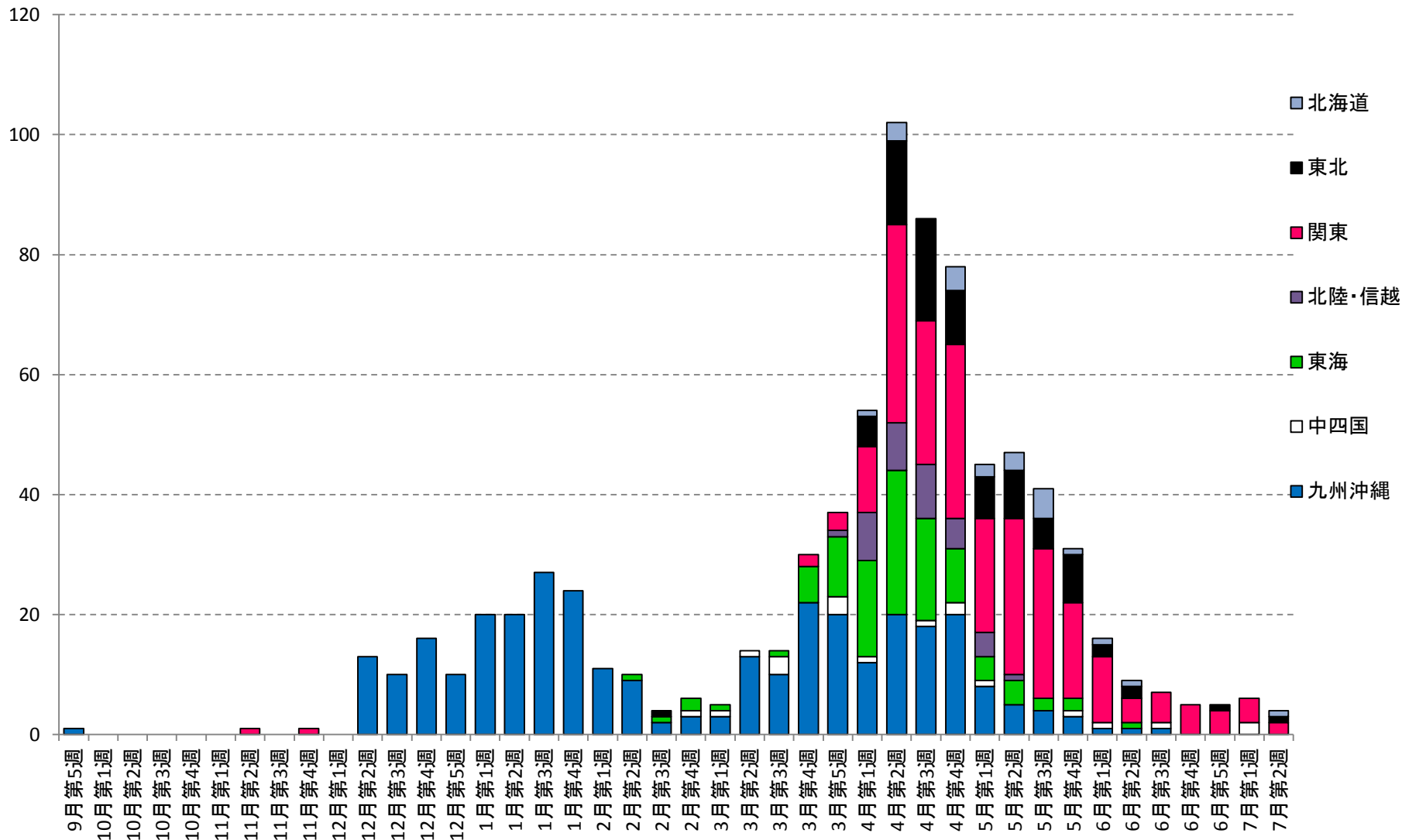
死亡頭数 : 約34万3千頭



(注) 死亡頭数 : PED発生農家におけるほ乳豚の死亡総数

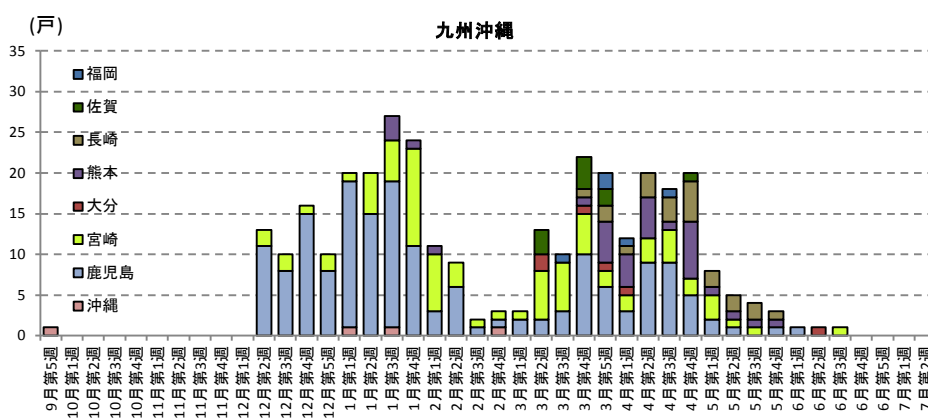
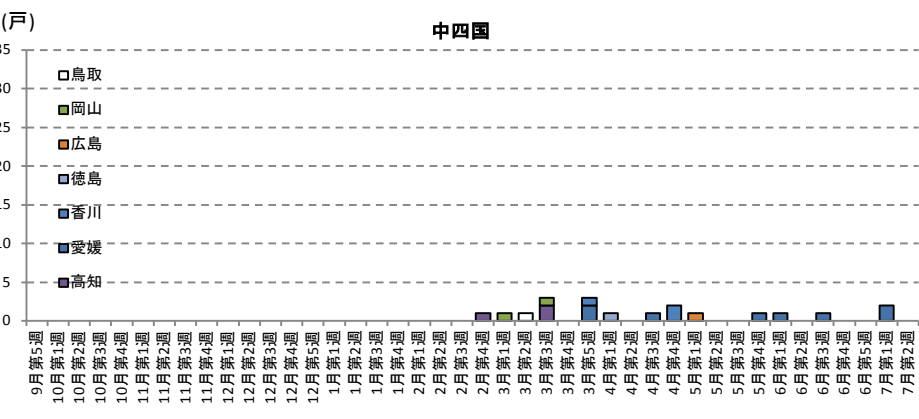
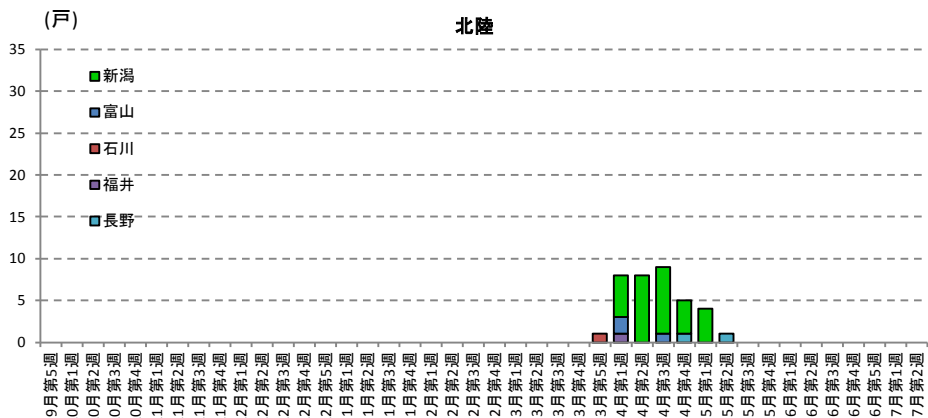
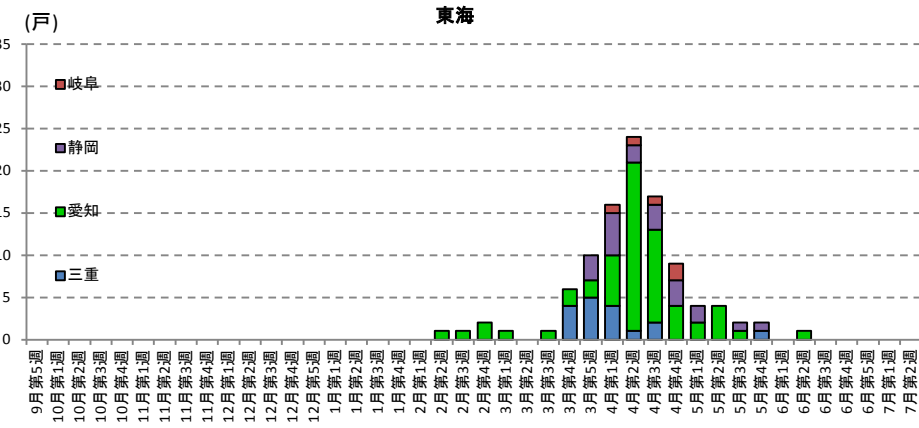
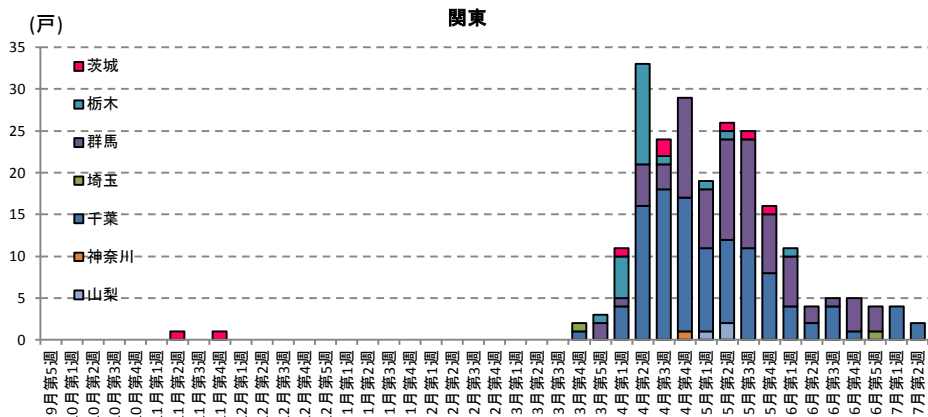
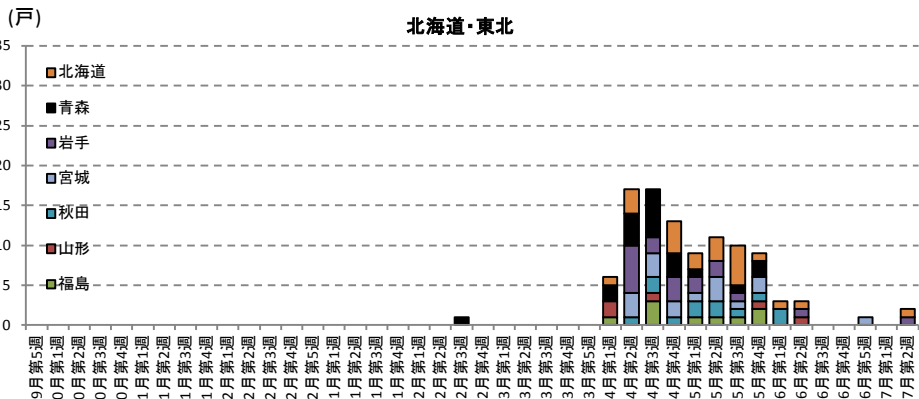
豚流行性下痢の新たな発生確定件数の推移(週毎・ブロック別)

(戸)



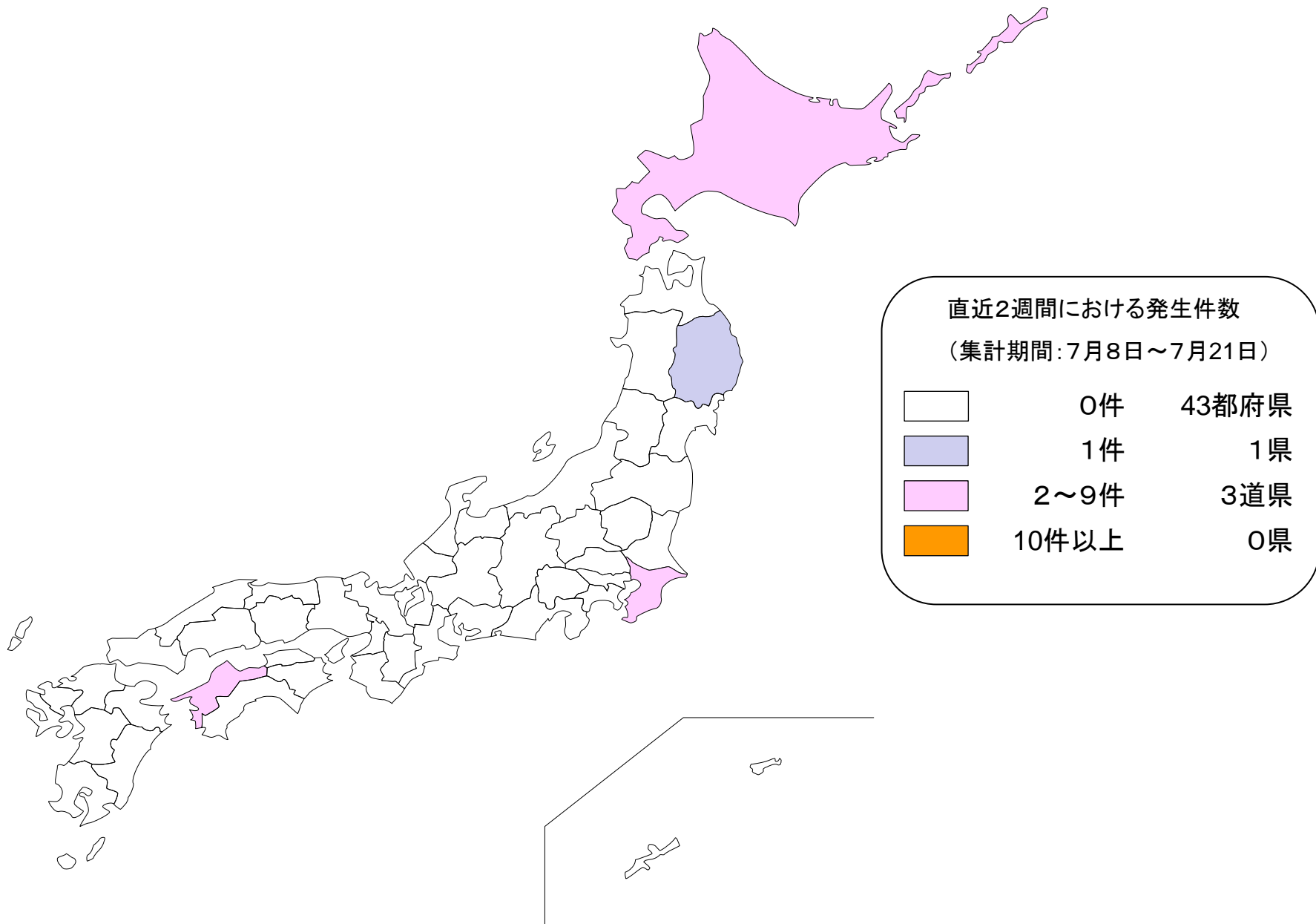
※発生戸数は7月20日までの数値

豚流行性下痢の新たな発生確定件数の推移（週毎・ブロック別県毎）



※発生戸数は7月20日までの数値

豚流行性下痢（PED）直近2週間の発生状況



今後の豚流行性下痢（PED）対策について

平成26年6月
農林水産省

1 防疫対策の徹底

（1）PED防疫マニュアルの作成

PED防疫に関する検討会を6月以降開催し、国、都道府県、市町村や農家を含めた関係者の役割分担、消毒の具体的方法など疾病発生時の対応のあり方等を明記した総合的な防疫マニュアルを9月目処に作成する。その中で、本病のまん延防止の成功事例を示し、関係者と共有する。

（2）飼養衛生管理の徹底及び情報共有等

① 飼養衛生管理の徹底

家畜防疫員による飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果、不備がみつかった場合には、再度の立入検査等により同基準の遵守の徹底を図るよう、6月中を目処に周知する。

また、遵守徹底の通知発出後、速やかに、発生農場を中心に立入検査を実施する。

② 早期通報の徹底

早期通報に資するため、農家が獣医師等の診療・指導を受けるべきかについて、その基準を明確化し、防疫マニュアルに明記し、関係者に対して周知する。

③ 報告徴求の実施

都道府県が、農家から発生状況の報告を求める仕組み（家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求）を（4）の「特別防疫対策地域」の指定と併せて活用することについて、防疫マニュアルに明記し、関係者に対して周知する。

④ 発生情報の共有

共有が必要な情報の内容や関係者の範囲に関して早急に検討を進めるため、6月に個人情報保護に関する条例等を含め、都道府県の実態調査を実施する。その上で、発生情報の共有に関する検討会を開催し、その結果も踏まえ、関係者間での情報共有のための方策について、防疫マニュアルに明記して周知する。

- (3) 消費・安全対策交付金による支援
農場、と畜場等の出入口における消毒に係る経費等に対し、追加要望に応じ、引き続き、適切に対応する。
- (4) 防疫措置を強化する「特別防疫対策地域」の指定
発生状況の報告徴求や消毒の徹底など防疫措置の強化を行うべき地域として、都道府県が「特別防疫対策地域」を指定する仕組みを創設し、防疫マニュアルに明記し、関係者に対して周知する。
この仕組みの中で、関係者の負担が軽減されるよう、都道府県による消費・安全対策交付金の活用を図るとともに、新たに生じる都道府県の負担について、財政運営に支障が生じないよう、適切に特別交付税措置を講じる。
- (5) 発生拡大時の対応
上記の新しい仕組みを活用し、まん延防止に全力を挙げる。これによってもなお終息に至らない場合は、都道府県、関係団体、専門家等の意見を踏まえ、更に強力な防疫対策について検討する。

2 ワクチンの円滑な供給

都道府県、流通事業者等の協力を得て、各農家の需要見込に応じた量のワクチンが供給される仕組みを引き続き適切に実施していく。

ワクチンの需要が急増する事態に備え、メーカーが必要量のワクチンを、予め保管することを促すための事業について、27年度概算要求に向けて検討する。

3 感染経路の究明

疫学調査に関する検討会を開催し、9月を目処に疫学調査に係る中間取りまとめを公表する。



また、PEDの防疫対策に資するよう、動物衛生研究所において、ウイルス遺伝子の詳細な解析やウイルスに対する消毒薬の効果等に関する研究を行い、順次取りまとめを目指す。

4 発生農家の経営安定対策

今後、PEDが発生農家の経営に与える影響を踏まえ、必要な施策を検討する。

また、PED発生に関して、養豚に係る家畜共済のあり方について、養豚団体等との協議を行う。

政府における豚流行性下痢 (PED) 対策スケジュール

 : 対策の検討
 : 対策の実施

項目		H26. 6月	7月	8月	9月	10月
		通常国会			H27年度概算要求 (家畜衛生対策)	
防疫対策の徹底	PED防疫マニュアル (受診等の基準、報告徴求等を含む)	検討会(農水省、主要県、養豚関係獣医師、動衛研等)			防疫マニュアルの公表	実施
	立入検査 (発生農場中心)	通知 発出	実施			
	情報共有	各県の実態調査	検討会(農水省、主要県、法律専門家等)	情報共有の方策についてマニュアルに明記		実施
	消費・安全対策交付金	消毒の徹底等 (追加要望に対応)	実施			
	特別対策地域制度	検討会(農水省、主要県、養豚関係獣医師、動衛研等)			制度を新たに設立し、防疫マニュアルで規定 交付金メニュー追加 (県の負担分は特交措置)	実施
円滑なワクチン供給	供給体制	ワクチン需要見込みの調査・供給	実施			
	ワクチンの保管を促すための事業の創設	新たな事業の検討(農水省等)				(H27.4~) 新たな事業の開始(予定)
感染経路の究明	疫学調査	検討会(農水省、動衛研、大学等)			中間取りまとめの公表	調査継続
	PED関連研究	・感染実験(体内動態) (~3月) ・消毒薬の有効性 (~12月)	遺伝子解析 (~9月中旬)	実施		
経営安定対策	経営安定対策	・現行施策による支援 ・発生農家の経営に与える影響を踏まえ、必要な施策を検討	実施			
	養豚に係る家畜共済のあり方	・養豚団体等との協議を行う				